

AED（自動体外式除細動器）賃貸に関する質問書に対する回答

No.	質問内容	回答
1	仕様書4（1）、（2） 別紙「収納ボックス参考規格 「屋外設置」、「収納ボックス（床置き型）」とありますが、AEDの動作条件は-5℃～50℃のため、弊社では、温度管理が可能屋外用の収納ボックス（自立型：寸法H1,100 W510 D340cm程度）にて対応となりますがよろしいでしょうか。 また、「アンカー固定」とありますが、工事費算定のため、床の材質（例コンクリート、地面等）をご教示ください。	別紙の収納ボックス参考規格には「屋外設置の場合は床面にアンカーで固定すること」とありますが、本契約におけるAEDは、すべて屋内（外気に触れる可能性のある入口付近を含む）での設置を想定しています。したがって、アンカー固定は不要とし、重り等による転倒防止措置をお願いします。 また、ご提案の寸法は参考規格を大きく上回るため、同等品としては認められません。
2	仕様書4（1） 「液晶画面」とはカラー液晶画面による操作説明との認識でよろしいでしょうか。 また、AED本体の音声ガイダンスと液晶画面の操作説明が連動していなければ、AEDを使用する際に混乱する恐れがあるため、AED本体の音声ガイダンスと液晶画面によるイラストと文字による操作説明が連動していることが必須との認識でよろしいでしょうか。	「液晶画面」にはカラー液晶画面も含まれております。 AEDの操作説明については、AED本体の音声ガイダンスと液晶画面によるイラストと文字による操作説明が必ずしも完全に連動していなくとも、使用者が誤った操作をすることなく使用できるものであれば差し支えありません。
3	仕様書6（1）（4） 「定期点検年1回」、「書面による報告」とありますが、平成21年4月16日厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」で求められるのは、①ステータスインジケータのチェック、②パッドの使用期限チェック、③バッテリー残量のチェックであり、応札予定のAEDはセルフテストで十分に対応しています。 そのため、人員による定期点検は不要との認識でよろしいでしょうか。 上記ご承認頂ける場合、書面による報告は不要とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	人員による定期点検及び書面による報告は必要です。
4	仕様書6（2） 「消耗品の交換」とありますが、本件の消耗品交換については、下記の運用でもよろしいでしょうか。 ① 消耗品の定期交換は、使用期限を迎える前に、QRコード読取で交換要領が分かる案内文書と新しい消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者へ交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用。 ② AED使用時には、弊社コールセンターへご連絡頂き、QRコード読取で交換要領が分かる案内文書と補充消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者へ交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用。	①及び②の運用について、消耗品の交換が滞りなく円滑に行われるものであれば問題ございません。
5	仕様書6（3） 「機器の故障」「現地向かい必要な措置を講じること」とありますが、機器の異常が発生した場合はお客様より弊社コールセンターへ連絡いただき、AEDの異常内容をお客様にご確認頂き、状況を確認のうえ機器交換を行い原状復帰します。 修理ではなく機器交換しますので医療機器修理業の許可は不要の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書7 「動産総合保険」とありますが、添付文書の内容で動産総合保険同等以上を保証しておりますので、加入は不要でよろしいでしょうか。	原則として、受注者は動産総合保険又はこれと同等以上の保険に加入するものとします。ただし、契約締結時に、動産総合保険によらず受注者が負担する補償内容を記載した書面を奈良市へ提出し、市の承認を得た場合は、当該保険への加入を不要とします。 なお、貴社提出資料に記載の補償内容（「盗難・紛失」「破損・故障」「天災害による破損・滅失」に対する修繕、交換による補償）については、必要な補償が確保されていることから、同等以上の保障として認めます。
7	仕様書9 「使用方法の説明」とありますが、AEDに付帯する簡易取扱説明書に胸骨圧迫・人工呼吸の手順が図示され、その他に取扱説明書を同梱しており、取扱説明書のYouTube動画を用意しています。また、弊社コールセンター（24時間対応）へ連絡いただければ、質問や不明点に詳しくお答えする体制もごさいます。 そのため、現地対応は不要との認識でよろしいでしょうか。 もし、現地対応が必要である場合には、弊社社員がAED本体を展示し、取扱説明書を用いて、具体的にAED使用方法・心肺蘇生法をご説明すればよろしいでしょうか。	書面、動画等により使用方法が確認でき、24時間対応の問い合わせ窓口及び必要に応じて現地対応が可能な体制が整備されている場合は現地説明は必須としません。ただし、納入時に各施設の立会い職員へ使用方法の閲覧手順、問い合わせ先及び必要に応じて現地説明を行う旨を確実に案内してください。